

「金融商品取引法」関連をすべて収録した最新版

令和5年版

証券六法

証券関係法令研究会 編集

本年版の特色

- 令和4年7月までの法令等（新設6件、一部改正100余件）を更新した最新版です。
- 最新の「金融商品取引法」及び関連政令・内閣府令・告示・事務ガイドライン等を収録しました。

最新の
内容で発行！

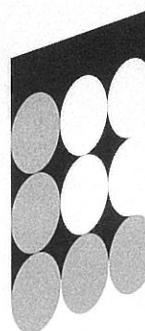
ぜひこの機会に
お求めください。

〈主な改正内容は裏面をご覧ください。〉

※「主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの投資運用業に係る届出制度」の創設等を柱とする令和3年改正金融商品取引法の施行に伴う金融商品取引法施行令を始めとする各政令・内閣府令・事務ガイドライン等の改正を盛り込んだ実務六法です。



令和5年版



証券関係法令研究会 編集

令和5年版

新日本法規

A5判・3分冊・総頁6,700頁・ケース付
定価9,130円（本体8,300円）送料730円

*本書の本文紙は、古紙配合率70%、白色度61%程度（グリーン購入法適応）を使用しております。

TEL 0120-089-339 受付時間 9:00～16:30
(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp

新日本法規

総合法令情報企業として社会に貢献

 新日本法規出版

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

(2022.8)10500221



この印刷物は環境にやさしい
「植物性大豆油インキ」を使用しています。

揭載內容

※第一編の細目次を掲載しております。
また、内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

第一編 金融商品取引

通則

- 第一編 金融商品取引
 第一章 法令

〔通則〕

 - 金融商品取引法
 - 金融商品取引法施行令
 - 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令
 - 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十一条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件
 - 専門的知識及び経験を有すると認められる者を指定する件
 - 〔企業内容等の開示〕
 - 企業内容等の開示に関する内閣府令
 - 〔外國債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令〕
 - 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
 - 〔金融商品取引業等〕
 - 金融商品取引業等に関する内閣府令
 - 不動産関連特定投資運用業を行う場合の要件を定める件
 - 金融商品取引業者営業保証金規則
 - 金融商品取引業等に関する内閣府令
 - 九条第四号の規定に基づき、営業保証金に充てることができる社債券その他の債券を指定する件
 - 金融商品取引業等に関する内閣府令第二十一条
 - 十五条の七第一項に規定する金融厅長官が指定するものを定める件
 - 分別管理の対象から除かれる有価証券関連取引を指定する件
 - 顧客分別金信託について保有できる有価証券預金をすることができる金融機関等を指定する件
 - 顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件
 - 金融商品取引業者の市場リスク相当額、取引リスク相当額及び基礎的リスク相当額の算出の基準等を定める件
 - 取引拠金の預託を受ける市場デリバティ
 - 第一種金融商品取引業を行なう外国法人が国内において保有すべき資産として適当と認められる資産を指定する件
 - 金融商品取引業等に関する内閣府令第二百九十五条第三項第一号イからニまでに掲げる要件に類似する性質を有するもの及び同号チに規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件
 - 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充
 - 〔投資者保護基金〕
 - 投資者保護基金に関する命令
 - 一般顧客から除かれる者を指定する件
 - 〔金融商品取引所等〕
 - 金融商品取引所等に関する内閣府令
 - 〔金融商品取引清算機関等〕
 - 金融商品取引清算機関等に関する内閣府令
 - 〔証券金融会社〕
 - 証券金融会社に関する内閣府令
 - 〔指定紛争解決機関〕
 - 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関
 - 〔取引情報蓄積機関等〕
 - 取引情報蓄積機関等に関する内閣府令
 - 〔店頭デリバティブ取引等〕
 - 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令
 - 〔特定金融指標算出者〕
 - 特定金融指標算出者に関する内閣府令
 - 〔不公正取引規制〕
 - 〔課徴金〕
 - 金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令
 - 人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令
 - 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令
 - 金融商品取引法に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令
 - 〔雜則〕
 - 証券取引監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証票等の様式を定める内閣府令
 - 金融商品取引法令に違反する行為を行つた者の氏名等の公表に関する内閣府令など

第二章 事務ガイドライン

第三編 資産の流動化

第四編 投資信託及び投資法人

第五編 社債、株式等振替

第六編 金融商品取引清算機関

第七編 証券金融

第八編 日本証券業協会

第九編 公認会計士

第十編 参考法令

内容見本 (A5判 縮小)

令和5年版の主な改正内容

新規登載された法令等

- 金融商品取引業等に関する内閣府令第2条第1項の規定に基づき
金融庁長官が定める書類を定める件
 - 金融商品取引業者営業保証金規則第18条第1項の規定に基づき
金融庁長官が定める書類を定める件

改正された法令等

- 金融商品取引法
 - 金融商品取引法施行令
 - 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令
 - 金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第1項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件
 - 企業内容等の開示に関する内閣府令
 - 外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令
 - 特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令
 - 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令

- 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令
- 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令
- 金融商品取引業等に関する内閣府令
- 金融商品取引業者営業保証金規則
- 金融商品取引業等に関する内閣府令第123条第8項及び第9項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件
- 金融商品取引業等に関する内閣府令第125条の7第1項に規定する金融庁長官が指定するものを定める件
- 金融商品取引所等に関する内閣府令

など100余件

第一編 金融商品取引(1)

第一章 法令(1)

〔通則〕

金融商品取引法

〔補説〕令合四五・五六・六及び令四・六、
法六・法七・法八・法九・法一〇
二平二法・法五・平二法・平二法
法五・法六・法四・平二法・三平・三法
四九・法五・法三・平二法・五平・四法
四五・法五・法六・平二法・四法・六法
法四・法七・法九・平二法・七法・六法
三四・平二法・五法・六法・四法・六法
九・平三〇・九法・五・令元法・六・法二・八
法三七・法七・一令法・三二・五〇・令
法四六・法四・法五・平二法・八法・六法
四八・法六・法六・法七・令法四西・四法
第一節 総則（第一条～第三条の二）

第二章 企業内容等の開示（第三条の三～第七条）

第一節 公開買付けに関する開示

第二章の二 公開買付けに関する開示

第一節 附（第二十七条の二～第二十七条の四）

第二章の三 株券等の大額保有の状況に関する開示

第二節 発行者による上場株券等の公開買付け（第二十七条の二十二～第二十九条の四）

第三章の三 示（第二十七条の二十三～第二十九条の三十）

第一章の四 開示用電子情報処理組織による開示

第二章の五
第二章の六
第三章 金融商品取引業者等
第一款 通則（第二十一条）
第二款 金融商品取引業者（第二十九条）
第三款 三十一条の五
第四款 登録金融機関（第三十三条）
第五款 特定投資家（第三十四条）
第六款 第二节 通则（第三十五条—第四十条の七）
第一款 投資助言業務に関する特則（第四十一条—第四十四条の五）
第二款 投資運用業務に関する特則（第四十二条—第四十四条の八）
第三款 有価証券等管理業務に関する特則（第四十三条—第四十三条の四）
第四款 電子募集取扱業務に関する特則（第四十五条）
第五款 四十三条の五
第六款 四十三条の六
第七款 売買開設業務に関する特則（第四十六条）
第八款 売買防止措置等（第四十七条）
第九款 雜則（第四十八条）